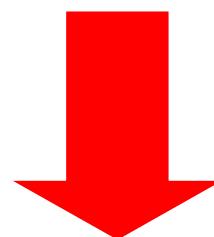


令和7年度 住居表示実施について

小 郡 地 区

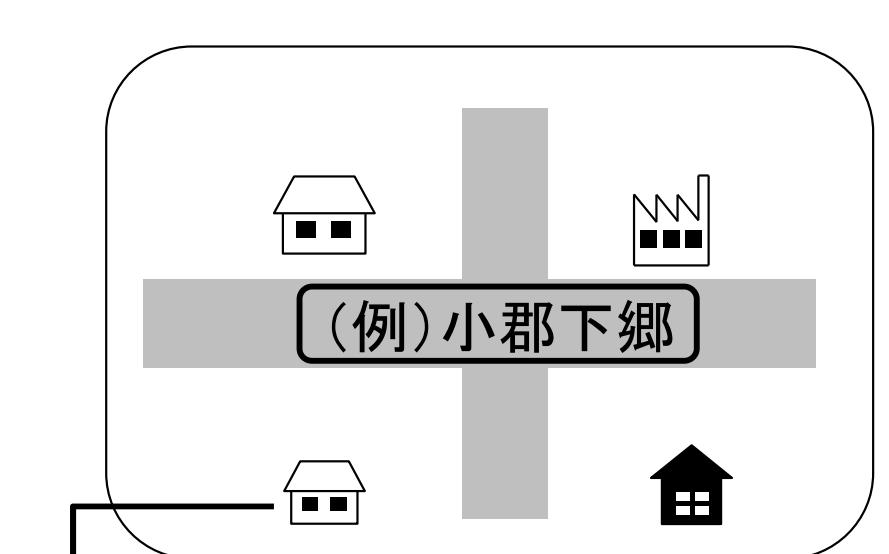
「住居表示」制度によって
対象区域の住所が
新しい表し方に変わります。



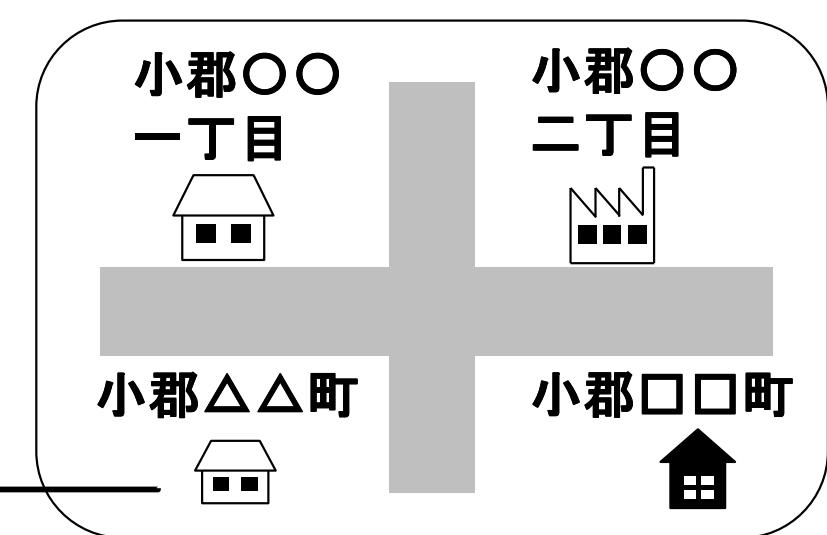
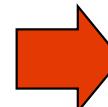
令和8年2月14日(土)から
新しい住所になります。

■ 住居表示とは

大字(小郡下郷)より狭い範囲で新しい町の区域を設定し、建物に番号を順序良く付番して分かりやすい住所とするもの



住居表示実施



住所は字名と地番で表す。

住所表記

(例) 山口市小郡下郷1440番地1

地域内を道路・河川・鉄道等で区切り、新しい町を決める。住所は新町名と街区符号と住居番号で表す。

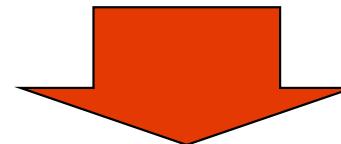
住所表記

(例) 山口市小郡△△町5番1号

■ 住所の表し方

従来の「大字名」と「地番」による住所の表し方では…

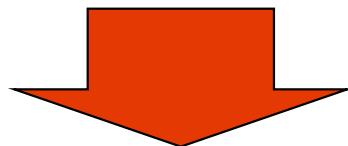
- ・大字「小郡下郷」の区域が広い
- ・地番が順序良く並んでいない
- ・1つの地番にたくさんの枝番がある



- ・住所を聞いても具体的な場所をイメージしづらい、分かりづらい
- ・訪問者、宅配業者等が、目的の家や会社を探しにくい、時間がかかる

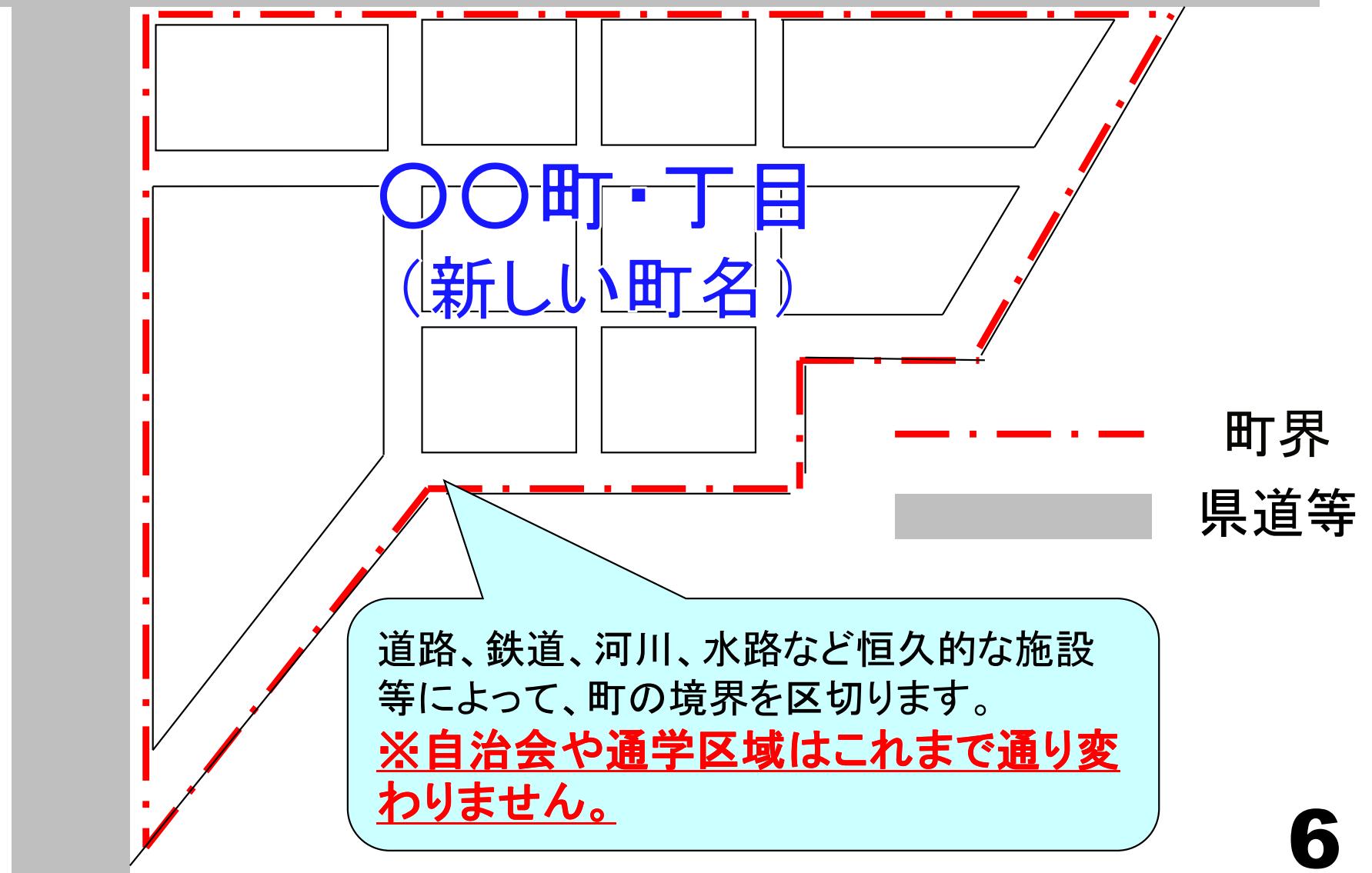
「住居表示」による住所の表し方なら…

- ・大字より狭い範囲で新町名の区域を設定する
- ・一定の規則に従って、順序良く、建物に番号を付ける

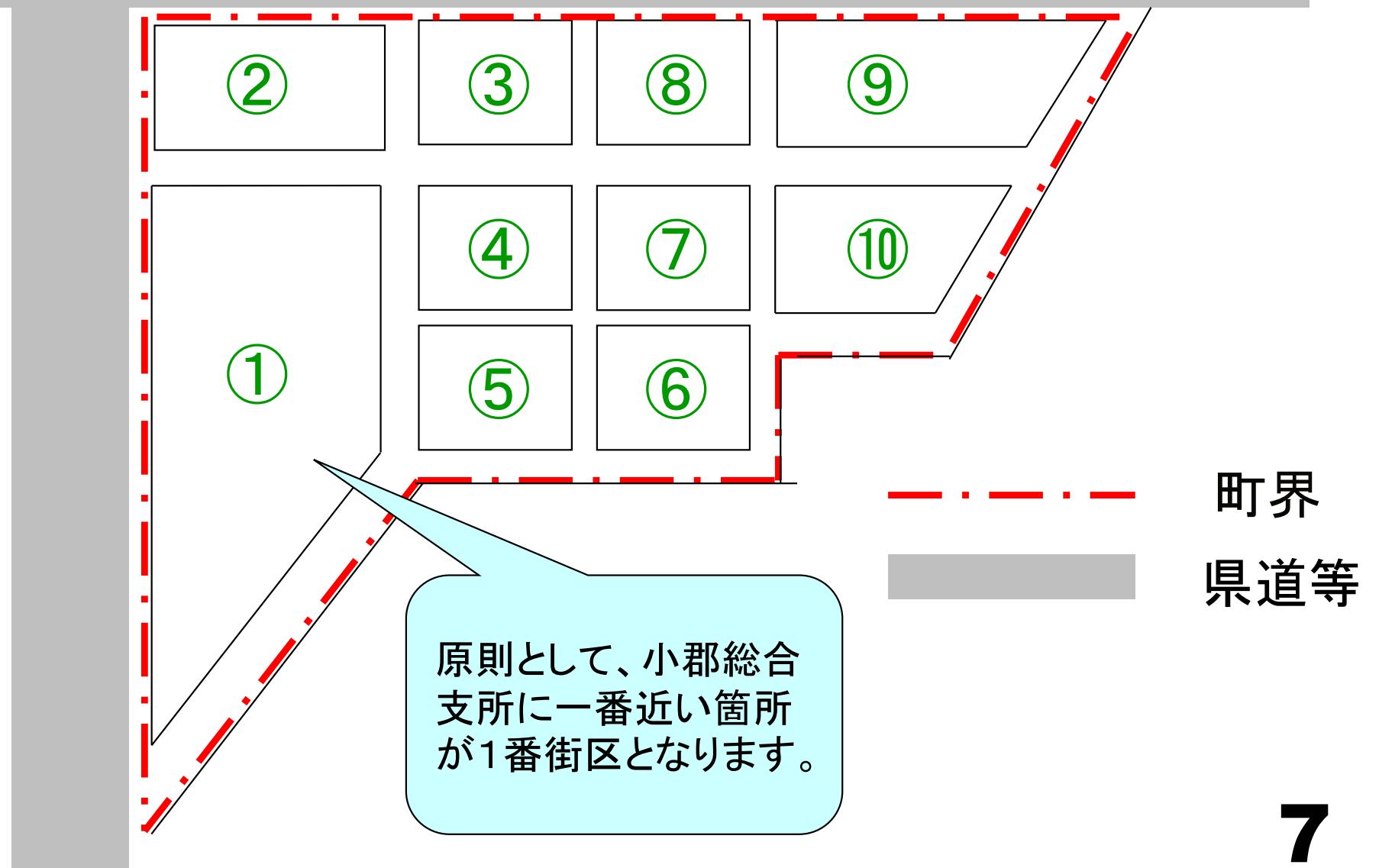


- ・誰もが分かりやすい住所
- ・訪問者、宅配業者等が、目的の家や会社を探しやすい、速やかに到着できる

■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)



■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)



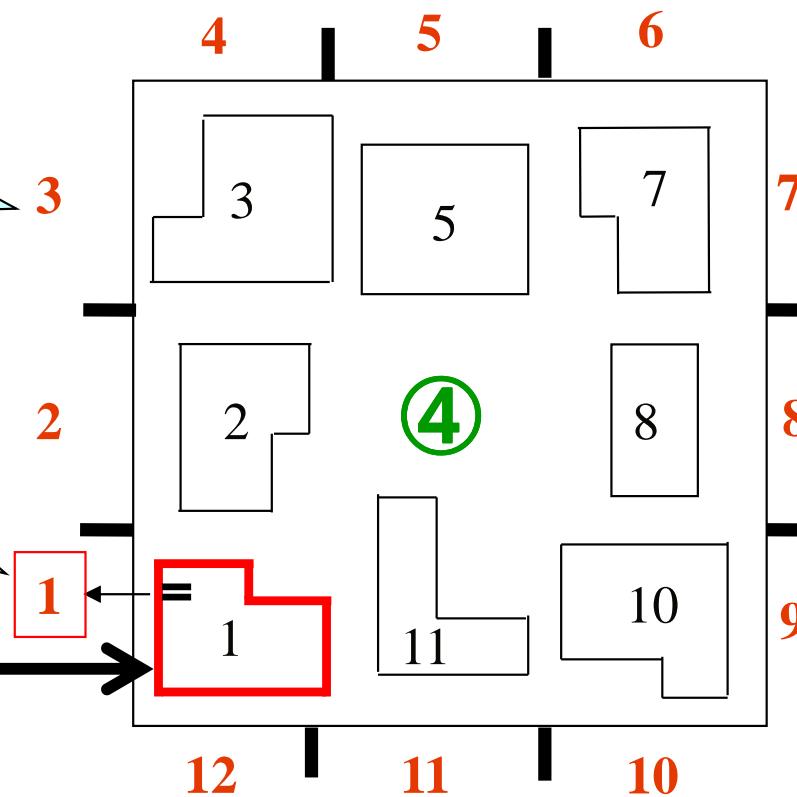
■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)

○○町・丁目

【基礎番号】

- ・10m(または15m)間隔
- ・原則右回り

住居番号は、建物の
出入口が接している
基礎番号を用います



山口市 ○○町・丁目 4番1号

■住所の表し方は次のようにになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 1440番地1

大字名 地番

【実施後】

山口市 小郡○○町・丁目 ○番 ○号

新しい町名 街区符号 住居番号

■本籍の表し方は次のようにになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 1440番地1

大字名 地番

【実施後】

山口市 小郡○○町・丁目 1440番地1

新しい町名 地番

■不動産(土地)の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市

小郡下郷

大字名

字△△

小字名

1440番1

地番

【実施後】

山口市

小郡〇〇町・丁目

新しい町名

1440番1

地番

■不動産(建物)の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 字△△ 1440番地1
大字名 小字名 地番

【実施後】

山口市 小郡〇〇町・丁目 1440番地1
新しい町名 地番

■新しい表示方法をまとめると

<例>

【住所】

山口市 小郡〇〇町・丁目 〇番 〇号

↑ 新しい町名 新しい番号

【本籍・不動産(建物)】

山口市 小郡〇〇町・丁目 〇〇番地

↑ 新しい町名 ↑ これまでと
↓ 同じ番号

【不動産(土地)】

山口市 小郡〇〇町・丁目 〇〇番

■住所の略記の仕方

< 例 >

正式) 山口市 小郡本町○丁目 1番1号

略記) 山口市 小郡本町○丁目 1-1

「1番1号」の部分を「1-1」のように“ハイフン”を使用して略記できます。

■住居表示を実施すると…

実施区域内には町名、住居番号等を示した表示板を設置します

- 街区表示板

- 町名表示板



- 住居番号表示板

- ※自治会名表示板(イメージ)

町名と自治会名が異なる場合に希望に応じて設置します。



■新住所の確定について

新住所(案)は、住居表示台帳閲覧期間(次頁)の終了時点で確定します。

ただし、新住所をご使用いただくのは、2月14日(土)からです。ご注意下さい。

■住居表示台帳の閲覧について

住居表示台帳閲覧期間、閲覧場所

【期間】

12月8日(月)～22日(月) 平日 8:30～17:15

【場所】

小郡総合支所 2階 地域振興課

上記のほか、12月12日(金)、16日(火)に開催する住居表示に関する説明会の際にもご確認いただけます。

新住所(案)に疑義がある場合、台帳閲覧期間終了までの間に限り、p6～8の原則の範囲内で、例外的に変更のご相談に応じることが可能な場合もあります。

■必要な手続きについて

住所の変更に伴い、住所の登録先に対して、変更の手続きが必要となります。

それらの手続きの際には、市が発行する
住居表示変更証明書
が必要となります。

■住居表示変更証明書

見本

証 明 書

氏名、名称又は施設の名称		株式会社生活安全 小郡営業所
住所、居所施設の場所の表示	実施前	山口市 小郡下郷 1440番地1
	実施後	山口市 小郡本町○丁目 ○番 ○号
実施期日		令和 8 年 2 月 14 日

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
上記のとおり住居表示の変更があったことを証明する。

令和 8 年 2 月 16 日

山 口 市 長
印

- 無料
- 住居表示実施日以降に発行
- 発行場所
 - ・生活安全課
 - ・各総合支所地域振興課
 - ・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）
 - ・各地域交流センター分館
 - ・大海総合センター

■住居表示変更証明書については、 事前申請を受け付けます

事前申請用紙にご記入いただき、生活安全課または小郡総合支所地域振興課にご提出下さい。説明会でも受け付けます。(郵送、メールまたはFAXも可能)

住居表示実施日(令和8年2月14日(土))以降に届くよう、新住所宛に郵送いたします。

【事前受付期間】

令和7年12月8日(月)～

令和8年2月13日(金)17:00

※この期間中の申請に限り、郵送料は市が負担いたします。

※返信用封筒を添えていただく必要はありません。

【連絡先】生活安全課 083-934-2986

■住居表示変更証明書事前申請書

記入例

生活安全課

住居表示変更証明書事前申請書（事業所用）

申請日：令和〇年〇〇月〇〇日

※証明書が必要な事業所の方からご申請下さい。

申請者氏名	生活 太郎
事業所名称	株式会社生活安全 小郡営業所
事業所住所 (現在の表記で)	山口市小郡下郷 2253番地1
電話番号	(083) 934 - 2986
必要枚数	1 枚

原則として、証明書は上記事業所の新住所宛に、住居表示実施日(令和7年2月15日)以降に郵送いたします。

別の宛先(事業所の本店など)への郵送をご希望の場合にのみ、以下に送付先をご記入下さい。

送付先名称・部署	上の事業所の新住所以外への郵送をご希望の場合のみ、ご記入下さい。
送付先住所	
送付先電話番号	() -

令和7年12月8日(月)から令和8年2月13日(金)17:00までに、生活安全課、小郡総合支所地域振興課または住民説明会場にご持参いただきか、郵送、メールまたはFAXにてご申請ください。

■住所変更通知用はがきについて

住居表示の実施により、住所が変わったことをお取引先等に知らせるためのはがきを無料配布いたします。

◎200枚まで (1事業所あたり)

※うち50枚は、全事業所に配布いたします。

(新住所の確定(p16)後、住居表示実施日までに各種書類と一緒にお届けいたします。)

※残りの150枚は、お申込みに応じて追加配布いたします。

■はがきの追加配布について

■配布枚数

150枚まで (1事業所あたり)

■配布開始

令和7年12月8日(月)から

■配布場所

- ・小郡総合支所地域振興課・生活安全課
- ・説明会会場

※追加枚数が150枚よりも多く必要な場合は、2月16日以降、はがきの在庫があれば、対応いたします。

■ 住所変更通知用はがき追加申込書

記入例

生活安全課

住所変更通知用はがき追加申込書（事業所用）

申込日： 令和〇年〇〇月〇〇日

事業所の名称	株式会社生活安全 小郡営業所
住 所	山口市 <u>小郡下郷2253番地1</u> ※住居表示実施日後の申請は、新住所で記入してください。
枚 数	希望する追加枚数にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 150 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 100 枚 ← 例えば100枚の追加をご希望であれば、100枚にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 50 枚

※ 追加枚数は、一事業所あたり150枚が限度となります。

令和7年12月8日(月)以降に、生活安全課、小郡総合支所地域振興課または住民説明会場にご持参ください。追加分のはがきを、その場でお渡しいたします。

※申込書と引き替えに追加分はがきをお渡しいたしますので、FAXやメールでは申し込みできません。郵送で申請される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■住所変更通知用はがき(見本)

<p>郵便はがき</p> <p>□□□H□□□</p> <p>通信事務郵便</p> <p>日本郵便株式会社 小郡郵便局</p>	<p>(住所の表示変更のお知らせ)</p> <p>謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び 申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し 上げます。</p> <p>この度、山口市の住居表示実施事業に伴い 下記のとおり住所が変わりますので、ご案内 申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">謹白</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〈変更年月日〉 令和8年2月14日</p> <p>〈新住所〉郵便番号 754-</p> <p>山口市小郡</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>〈旧住所〉山口市小郡下郷 番地</p> <p>会社名 _____</p> <p>* 電話番号・FAX番号は変わりません。</p>
---	---

■住所変更通知用はがき印刷用の ファイルを公開します

住所変更通知用はがきの通信面の印刷ができるエクセルファイルを、山口市のウェブサイトで公開します。

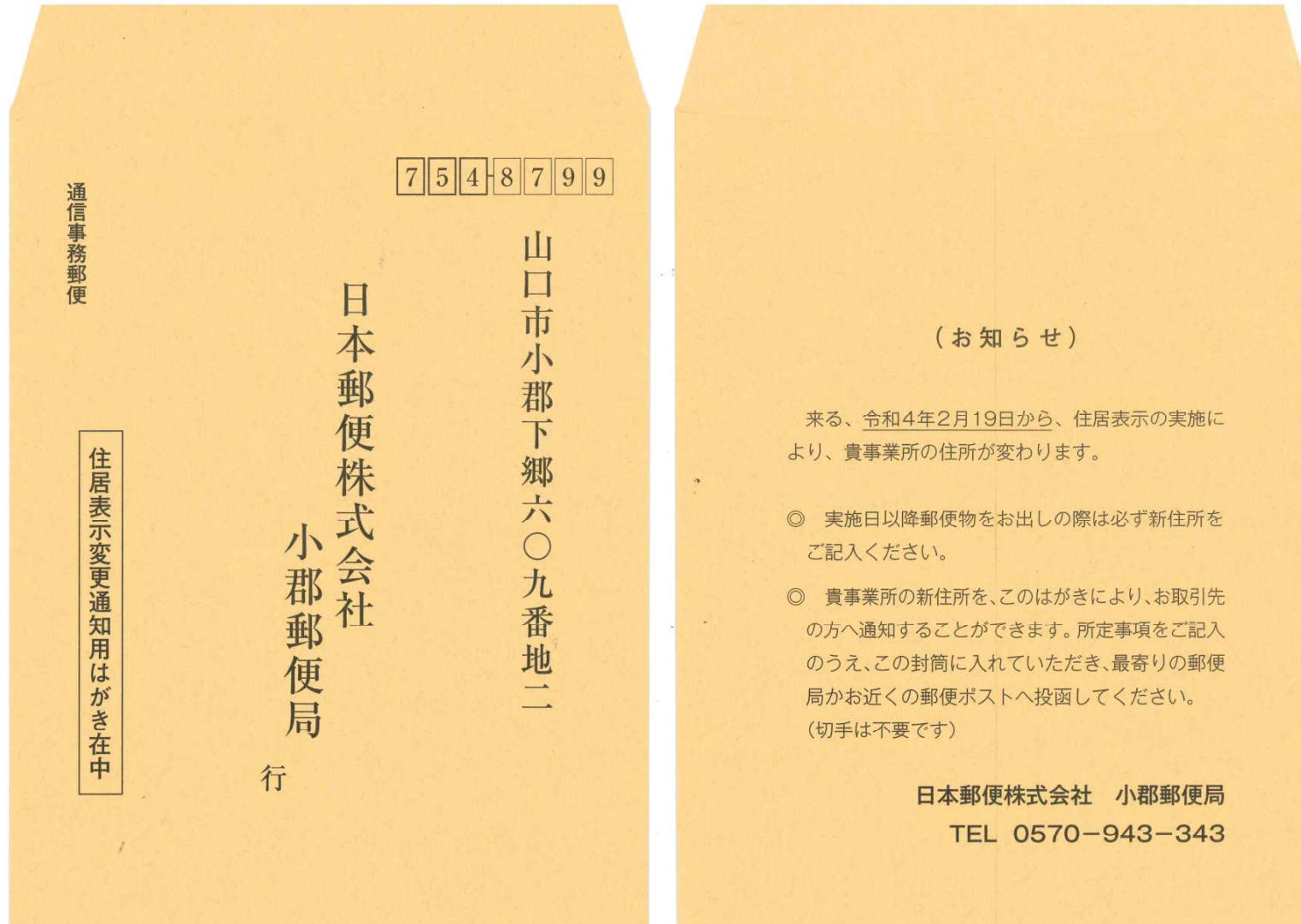
- 公開開始日
令和7年12月8日(月)から
- ファイルの場所 (山口市ウェブサイト)
トップページ → くらしの情報 →
戸籍・住民登録・パスポート・マイナンバーカード→ 住居表示
と進んで下さい。

【URL】<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/27/184986.html>

■ 注意事項

- このはがきは、住所変更のお知らせのみに使うことを条件に、郵便局のご協力により、特別に無料配達をしていただいているので、
必要事項以外を書かないで下さい。
- 住所変更手続きには使えません。
- 「送付用封筒」(次頁)にはがきを入れて投函して下さい(封筒が不足した場合、はがきを輪ゴムなどでまとめて投函して下さい)。
- 切手は必要ありません。

■送付用封筒(見本)



はがき50枚につき1枚配布

■住居番号決定通知書について

1月初旬から業務受託業者が皆様の事業所等を戸別訪問し、住居番号決定通知書等の書類の配布と、町名表示板・住居番号表示板の取付作業を行ないます。

※配布するのは次の書類です

- 住居番号決定通知書
- 地図(街区割図)
- 住所変更通知用はがき(50枚)・封筒
- 新郵便番号のご案内

■住居番号決定通知書

見本

通 知 書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏名・名称又は施設の名称	株式会社生活安全 小郡営業所	
住 所 施 設 の 場 所	実 施 前	山口市小郡下郷1440番地1
	実 施 後	山口市小郡本町○丁目○番○号
住 居 表 示 の 実 施 期 日		令和8年2月14日

令和8年1月〇〇日

山口市長 伊 藤 和 貴

公
印

※ () 内は方書きです。

- **住居表示台帳閲覧
期間終了後
(1月初旬以降)**
- **1通発行**

※ 発行できる決定通知書
はこの1通のみですので、
住所変更の手続きには
住居表示変更証明書を
ご利用いただくことをお勧
めいたします。

■街区割図

※例示している図面は、過去に実施した大内地区のものです。



■ご不在時には

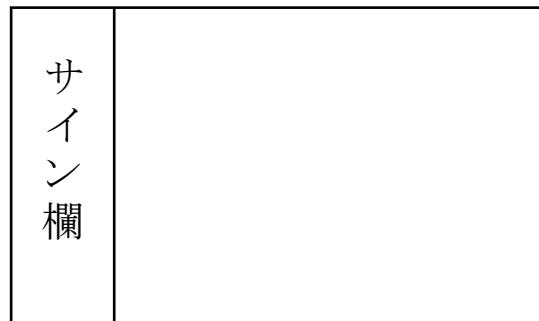
町名表示板と住居番号表示板 (p15)の取付予定位置に、下のような紙を貼って帰ります。

ご確認のうえ、その位置でよろしければサイン欄に○をご記入下さい。

別の位置をご希望であれば、その位置に貼り替え、サイン欄に○をご記入下さい。また、取付を拒否される場合、サイン欄に×をご記入下さい。

※町名と自治会名が異なる場合は、自治会名表示板も貼り付けます。

住居表示板取付予定位置です。



取付了解のサインをお願いします。

■ご不在時には

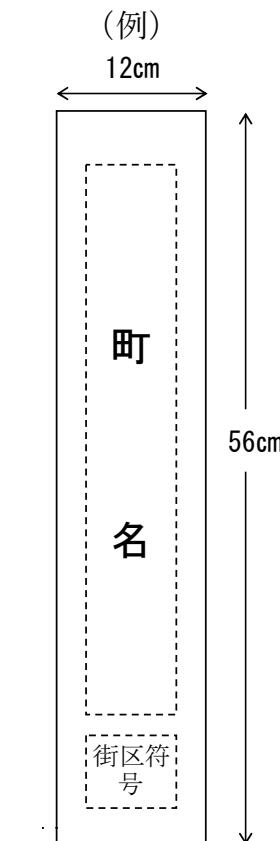
街区の角のお宅など、街区表示板(p15)の取付が必要な場合、取付予定位置に、右のような紙を貼つて帰ります。

ご確認のうえ、その位置でよろしければサイン欄に○をご記入下さい。

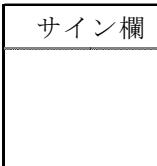
別の位置をご希望であれば、その位置に貼り替え、サイン欄に○をご記入下さい。

また、取付を拒否される場合、サイン欄に×をご記入下さい。

街区表示板の、取付位置です。



この紙に、取付了解のサインをお願いします。



■訪問業者

丸菱航業株式会社

TEL 093—921—3292(お間違えのないようお願いします。)

※山口市発行の『名札』と『腕章』を着用しています。

おもて



うら

